

島根総合福祉専門学校の 保育士資格取得特例講座とは

○保育士資格取得特例制度とは

認定こども園法の改正により、平成 27 年度から「幼保連携型認定こども園」が創設され、幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方を有する「保育教諭」が位置づけられました。これに伴い、厚生労働省と文部科学省では、保育士資格を持たない幼稚園教諭（実務経験の条件あり）が、一定の講座を受講するだけで保育士資格が取得できるよう、平成 31 年度（予定）まで特例措置をとりました。

○本校の開講科目と学習方法

上記の特例措置により、本校では平成 27 年度より保育士資格取得特例講座を実施しています。今年度は年 2 回の講座を行い、保育士資格取得に必要な 4 科目全て（相談支援、乳児保育、福祉と養護、保健と食と栄養）を開講いたします。（ただし、「相談支援」については、第 1 回講座のみ開講となります）

学習の進め方は、通信科目ではテキスト履修（自宅学習）を基本とし、レポートの添削指導を受けた後、試験を受験します。また、スクーリング科目とは、本校に直接来て頂いて講義を受講して頂くものになります。スクーリング科目は、1 科目につき 2 日間のスクーリングを受講し、スクーリングの最後に試験を受験します。

○本校の特色

通信科目において提出して頂いたレポートに対して丁寧に添削指導をさせていただきます。また、スクーリング科目として開設するよう国が指定している科目は「乳児保育」だけですが、本校はこれに加えて、独自に「相談支援」もスクーリング科目として開設します。これにより、具体的かつ実践的な知識や技能を習得できます。

○受講料

受講に係る費用は 1 科目 25,000 円（受講料、補助教材費、テキスト代含む）です。ただし、受講に要した経費の半額を補助する県の制度があります。詳細は島根県健康福祉部青少年家庭課子ども・子育て支援室または鳥取県福祉保健部子育て応援課にお問い合わせ下さい。